

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体が厳しい財政状況の中、地域が持つ特性や住民ニーズに即応し、様々な行政課題に的確に対応していくとともに、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成していくためには、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、道州制導入を含めた地方制度改革の推進や新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 少子高齢化等の影響により税収減が見込まれるため、疲弊した地域経済の復興や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 庁舎や公共施設等における電気料金等の増嵩による都市自治体の財政需要の増加に対し、地方財政計画へ適切に反映し、必要な財政措置を確実に講じること。
- (3) 地方の安定的な財政運営のため、地方交付税法で規定する法定率の引上げにより、確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (4) 国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方固有の財源である地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。
- (5) 昨今の超低金利政策の中、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、対象地方債を拡大する等の対象要件を緩和すること。

3. 地方税財源の安定的確保について

- (1) 地方自治体間の財政力格差是正に当たっては、企業誘致や地域活性化のための様々な施策を通じ税源確保と都市経営を行っている都市自治体の努力が報われる地方税財源の仕組みを構築すること。特に、事業所税のように人口規模のみを課税要件として長年にわたり一定税率となっている税目について、普通交付税不交付団体が地域の事情に即した課税ができる制度とすること。
- (2) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げにより、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げたうえで法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。
- (3) 法人実効税率を引き下げの場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。
- (4) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

4. 国庫補助負担金の交付時期の明確化について

国庫補助負担金の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

5. 基幹業務システムの統一・標準化に係る支援等について

- (1) 基幹業務システムに係るガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行について、全ての業務を統一して運用できるシステムを構築すること。また、ガバメントクラウドの特性を最大限に生かした経費的に無駄の生じないシステムが構築できるよう、事業者への技術的支援を行うこと。
- (2) システム移行に係る経費について、地方に過大な負担が生じないよう、全体コストを整理したうえで、物価高騰など実態に即した補助制度への見直しを行うこと。また、運用経費の削減効果が発揮されるまで維持管理と附属する事業のシステム標準化に係る費用に対する支援制度を創設すること。
- (3) 令和7年度末とされているシステム移行完了時期については、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等を踏まえ、それぞれの都市自治体に応じた移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。
- (4) ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、国が地方自治体の実態を把握したうえで負担を検討するとともに、現行の運用コストよりも負担が増大する

ことがないよう、財政措置を講じること。

- (5) ガバメントクラウド事業に参入可能な国産クラウド事業者の育成のため、技術的な支援を行うこと。

6. 金融機関に支払う公金取扱業務に係る手数料に対する財政措置について

指定金融機関等との経費負担が適正なものとなるよう見直し依頼のあった総務省通知を契機とし、金融機関における公金の取扱に対して手数料が導入されることに伴い、内国為替制度運営費以外の窓口収納等に係る全ての手数料についても財政措置を講じること。

7. 人事院が定める地域手当支給地域について

人事院が定める地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を反映したより広域的な単位で指定すること。また、地域手当の支給率の見直しについては、社会経済状況の激変への対応を図るため、2年から3年ごとに見直しを行うこと。

8. 戸籍法等の改正に伴う事務への財政措置について

- (1) 氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍事務について、詳細な仕様を速やかに示すとともに、適正な事務執行のために必要となるシステム改修等の準備経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- (2) システム改修に係る国庫補助金については、上限額を設定するのではなく、全額国庫負担とするなど十分な財政措置を行うこと。また、システムの企画・開発費だけでなく、事務・委託費も補助対象とするとともに、振り仮名の確認に要する事務費等、今後必要となる費用に対しても、国の責任において十分な財政措置を講じること。

9. 統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、郵送による調査の実施や民間事業者業務委託による調査又は調査員報酬費の引上げを行うなど、調査方法の見直しや調査員確保対策の充実を図ること。

10. 衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、未だ市区町村によっては複数の選挙区に分かれており、選挙事務の非効率を招いているため、区割りを見直し、市区町村内においては単一の選挙区とすること。

11. 多文化共生施策の推進について

外国人材が地域社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な総合的・体系的な基本となる法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

12. 不安や困難を抱える女性に対する支援事業への財政措置について

子育て、仕事、生活困窮等の問題のため、孤独・孤立で不安や困難を抱える女性に寄り添い、必要な支援につなげる取組に対し、継続的な財政措置を講じること。

1 3．戦没者慰霊碑等の安全対策にかかる支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付要件を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修も補助対象とするなど支援を拡充すること。

1 4．脱炭素化推進事業債の事業期間の延長等について

脱炭素化推進事業債の事業期間は令和7年度までとされているが、都市自治体が無理のない計画で事業を実施するためには相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。また、対象事業が地方単独事業とされているため、国庫補助事業も対象とすること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害等から住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の取組が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 防災・減災、国土強靱化対策の持続・更なる強化に向けた予算確保について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、令和5年6月の国土強靱化基本法の改正により国による策定が法定化された国土強靱化実施中期計画に基づき、中長期的な見通しの下、地域防災力の一層の強化を推進する次期国土強靱化対策についても、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。なお、河川改修事業等の浸水対策については、強力に推進すること。

2. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等を更に推進すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めるとともに、富士山火山砂防事業の促進や富士山が噴火した際の緊急的な減災対策を図ること。
 - (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤及び水門などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保及び財政措置の拡充を講じるとともに、整備効果を反映した早期の減災効果の検証及び津波浸水想定の見直しを行うこと。
 - (3) 大規模災害が発生した際、迅速かつ円滑な避難ができるよう避難路の整備とともに、老朽化が進む橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保を図るための確実な財政支援を講じること。
 - (4) 南海トラフ地震などの津波浸水予測区域における被災後の迅速な復旧・復興につながる地籍調査の更なる推進強化を図るため、重点的な予算・財源の確保を図ること。
- #### 3. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において、事前避難対象地域を有する都市自治体の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関等の対応について、一律的な方針を示すとともに、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

4. 河川改修事業等の推進について

- (1) 防災・減災対策を強力に推進するため、治水事業に必要な予算を確保すること。
- (2) 流域治水の本格的実践に向けて、必要な予算・財源を確保するとともに、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、各戸貯留等の流域貯留浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和し、防災・安全交付金で実施する流域貯留浸透事業を重点配分対象とするなど、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。
- (3) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業の予算確保と補助対象要件を緩和すること。また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず洪水時の状況把握や避難の状況判断が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。
- (4) 地域住民の安全・安心の確保及び経済の安定を図るため、鈴鹿川、鈴鹿川派川並びに内部川の早期整備を図るとともに、計画的に河川整備等の治水対策を進めていくため、計画事業量に見合う所要額の確保及び継続的に安定した財政支援を講じること。
- (5) 一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水としての対策を進めるに当たり、河川整備計画に基づき堤防整備をはじめ遊水地整備に伴う地役権設定などを進めること。
- (6) 一級河川雲出川に係る改修については、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画に基づき支川の治水対策を進めるとともに、その効果がより発揮されるよう、本川の治水事業を強力に推進すること。
- (7) 木津川上流域沿川地域及び上野地区の洪水被害を軽減するには、建設事業が完了した川上ダムと上野遊水地、現在進捗中の河川改修及び河道掘削の3点セットの完成が必要となることから、より一層の河川改修と河道掘削の早期完成に向けて必要な予算を確保すること。

5. 緊急防災・減災事業債制度等の恒久化及び一層の強化について

- (1) 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化するとともに、対象事業の拡充並びに当該地方債資金の確保を図ること。
- (2) 緊急防災・減災事業債の起債対象事業について、防災行政無線の整備等に加えてエアレントや資機材倉庫整備にも活用できるよう見直しを図るとともに財政措置の一

層の充実・強化を図ること。

6. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 住宅の耐震補強事業の普及・促進を図るため、耐震補強工事等の財政支援制度を拡充すること。また、満たすべき耐震基準の数値のみにとらわれず、寝室等を部分的に補強する耐震改修や耐震シェルターに対する支援など、地域の実情に応じた費用対効果の高い制度を創設すること。
- (2) 住宅火災による被害の軽減を図るため、都市自治体が実施する住宅用火災警報器の新規設置及び本体交換に対する補助などの取組に対して、新たな財政支援制度を創設すること。
- (3) 大規模地震発生時の生活用水を確保するため、避難所への防災井戸整備に対する財政支援制度の拡充と補助要件緩和を図ること。
- (4) 災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に対する全国一律の国庫補助制度を創設すること。

7. 罹災証明書交付申請書に係る様式の統一について

大規模災害時等における被災自治体への支援の際の事務の効率化を図るため、罹災証明書交付申請書について、国において統一した参考様式を作成し、提示すること。

8. 消防設備整備に係る財政支援の拡充について

大規模災害や各種災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊等の充実強化や様々な災害に対応するための常備消防力の充実強化に関する整備費用について、補助対象範囲の拡充及び予算の満額確保を図ること。

9. 消防防災施設の維持管理への支援について

消防緊急通信指令施設の維持管理には高額な費用が必要となり、都市自治体に大きな財政負担が生じているため、財政支援制度を拡充すること。

10. 東海北陸自動車道トンネル内における消防無線不感地帯の解消について

消防活動に支障が出ないように、消防本部と出場隊との無線交信に支障をきたしているトンネル内にアンテナを設置する等の改善整備を講じること。

11. 災害時の情報伝達手段に対する財政支援について

避難情報や全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される国民保護情報などの災害時の情報を住民へ確実に伝達するためにも、多様な情報伝達手段を整備、維持及び更新する経費に対して、新たな財政支援制度を創設すること。

12. 庁舎建替え等に係る財政支援制度の創設について

都市自治体の庁舎は、大規模な災害が発生した場合、災害に係る膨大な情報が集中する復興の重要拠点として、機能を維持し業務の継続が求められることから、予防的措置として免震構造を有する施設への計画的な建替えや、建替えに併せて行うカーボンニュートラルの実現に向けた取組に対して、財政支援制度を創設すること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図ったうえで、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、財政支援の拡充により被保険者の負担軽減を図るなど、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 国民健康保険基盤安定負担金事業について、支援額を算定する際の国の係数（支援割合）を引き上げることにより、基盤安定負担金を増額すること。
- (3) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (4) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (5) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充するほか、こども・子育て世帯に対する施策推進に係る情報を早期に提供すること。

2. 全国一律で行うべき少子化対策の推進について

「こども未来戦略」に基づく少子化対策において、地方自治体の実務を担う行政サービスに関する施策については、こども家庭庁のリーダーシップの下、速やかに事業スキームを示し、自治体における実施体制の確立や人材確保を支援するなど、こども・子育て政策の最前線にいる基礎自治体の実情に応じた対応を図るとともに、地方の新たな財政負担とならないよう、国の責任においてすべての財源を確保すること。

3. 少子化社会対策について

地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策で

あることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

4. 児童扶養手当給付費の国庫負担の拡充について

令和6年度における児童扶養手当の拡充の検討に当たっては、現行の国庫負担割合1／3を嵩上げし、低所得のひとり親家庭を支援する都市自治体の財政負担増とならない仕組みを構築すること。

5. 保育士・幼稚園教諭等の確保について

- (1) 保育士の更なる労働環境の改善及び抜本的な処遇改善を図り、賃金引上げに向けた公定価格の見直しについては、加算方法等が複雑な処遇改善加算ではなく基本単価の底上げを図るとともにその財源については国において措置すること。
- (2) 即戦力となり得る潜在保育士の就労を促進するため、積極的かつ大胆に施策（処遇改善、職場復帰支援）を拡充し、その実施に要する財源を十分に確保すること。
- (3) 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育補助員を雇上するために必要な費用を支援する事業を創設すること。
- (4) 年度途中に増加する0歳児の入所希望に対応する保育士を年度当初から配置する経費について、支援する制度を創設すること。
- (5) 外国籍児童や障害のある児童など特別な配慮を要する子どもの保育需要に応えられるよう積極的な受入れや適切な支援に必要な人材確保について、現行の公定価格上の療育支援加算額の引上げ又は受入人数に比例した加算額の拡充など、十分な財政措置を講じること。

6. インクルーシブ保育に係る財政措置について

障害者手帳を保持していない発達障害児が年々増加している状況に鑑み、障害児保育に係る財政措置をさらに拡充するとともに、個々の子どもの状況に応じて柔軟に保育士を加配措置できる補助金等を創設するなどインクルーシブ保育への転換に対応する支援制度の見直しを行うこと。その場合、加配に必要な財政措置については、地方交付税措置ではなく国庫補助金など、全額国庫負担で措置すること。

7. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園の預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化について、3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の非課税世帯に限られているが、財政力のある都市自治体では0歳児から2歳児の2人目以降を無償化するところもあり、都市自治体の財政力等により地域間格差が生じな

いよう、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じること。

(3) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

(4) 多子世帯の保育料について、世帯の所得やきょうだい年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。

(5) 若い世代が、子育ての不安の理由として挙げる経済的な不安の解消を図るとともに、子どもたちの心身の発達や健康を支えていくためにも、保育所及び幼稚園等利用児童（3歳から5歳児）の副食費の無償化を国において制度化すること。

8. 教育・保育の公定価格の見直しについて

教育・保育等の施設が安定的に運営できるよう、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえ、適切かつ迅速に公定価格を改定すること。また、各種補助金を運営費の公定価格へ組み込むことや、加算項目を基本分単価へ集約するなど、事務処理の効率化・簡略化を図ること。

9. 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金における交付基準について

放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数200～249日のクラブにおける1～19人と20人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額における児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

10. 次世代育成整備事業の促進について

子どもの安心・安全な環境づくりのため、児童厚生施設の整備に係る次世代育成整備事業（ハード交付金）の採択要件を緩和し、財政支援の充実強化を図ること。

11. 公立保育所等の施設移転・建替えに係る財政措置について

施設の老朽化、土砂災害区域等からの移転などによる公立保育所等の施設移転・建替えについて、地方交付税措置ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助による財政支援を講じること。

12. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 地域医療体制を確保するため、特に医師確保が困難となっている診療科の状況を解消し、子育て世代が安心して出産や子育てができるよう、救急科・麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、奨励金制度を創設するなど、即効性・実効性のある対策を講じること。

(2) 地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

- (3) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地域医療に従事する医師不足と医師、診療科及び医学部の偏在解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。
- (4) 地域医療を守るため、開業医と比較して劣っている勤務医の処遇改善を行うとともに、開業する場合も地域の基幹病院での一定年数の勤務の義務付けなど、一定の開業制限を行うこと。
- (5) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるなど、都市自治体から国への意見が日本専門医機構等の運営に十分反映されるよう国が主体的に関与すること。また、専攻医の地方での受入れを促進するため、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設すること。
- (6) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないように、感染拡大リスクにも対応できる関連領域の医師確保施策を検討すること。
- (7) 医師の働き方改革を推進するため、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、宿日直許可要件の明示、特定労務管理指定などの申請手続の明確化や労働時間短縮に係る優良事例の発信など、医療機関や都市自治体に対し、更なる技術的、財政的支援を行うこと。
また、医師と医療関係職種間の業務の再整理を行い、多職種間での協働やチーム医療を推進すること。
- (8) 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映することとされているが、保険診療における費用負担は十分ではなく病院等の負担は増額しているため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。
- (9) 出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施に伴い、発達専門医師のニーズがますます高まる中、必要な療育・支援を早期に実施していくため、医師派遣や人材育成の体制整備を図ること。

1 3. 自治体病院の経営安定化のための支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療体制整備や物価高騰による診療提供コスト上昇への対応など適切な医療体制を確保できるよう財政支援すること。
- (2) コロナ禍前の経営状況に戻っていない自治体病院における資金繰りを円滑にするため、「特別減収対策企業債」の復活又はそれに代わる制度を創設するなど十分な財政支援を講じること。
- (3) 地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、診療報酬改定や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な補助金、地方交付税措置の算定における病床割の算定基礎額（1床あたりの金額）を増額するなど、自治体病院に対

して社会経済情勢に即した必要な財政措置を充実すること。

1 4．公立病院等の施設整備に対する支援について

継続的かつ安定的な地域医療提供体制を確保するため、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置について、建築単価の上限引上げなどにより、近年の急激な建設事業費の上昇に対応できるよう、十分な財政措置を講じること。

1 5．予防接種事業について

- (1) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。
- (2) 帯状疱疹ワクチンの公衆衛生上の有効性を早期に検証し、予防接種法に基づく定期接種化と十分な財政措置を講じること。
- (3) HPVワクチンの安全性や有用性について、一層積極的な情報発信により対象者の不安感の払拭に努めるとともに、令和7年3月末に終了するキャッチアップ接種事業について、令和7年度以降も継続すること。
- (4) HPV感染による性感染症やがんを防止し、接種を希望する者や保護者の経済的負担を軽減するため、HPVワクチンの男性への公的接種(定期接種化)を行うこと。

1 6．子ども医療費助成制度の創設について

都市自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、都市自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けることができるよう、国の責任において18歳年度末までの子どもを対象とし、無償化とする全国統一基準による制度を創設すること。

1 7．不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても、利用者の自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

1 8．介護職員等の人材確保に向けた支援について

- (1) 地域における在宅医療及び介護サービスの提供体制を持続可能なものとするため、都市自治体に取り組む人材確保策に、より積極的な財政支援を講じること。その一環として処遇改善については、他業種と比べて遜色のない給与水準となるよう改善するとともに、改善に当たっては、事務負担軽減にも配慮すること。
- (2) 在宅医療及び介護サービスへの需要が高まる中、介護現場などにおける職員の負担軽減、職場環境の改善を促進するためのICTの推進や介護ロボットの活用等、DXの推進に係る取組について財政支援を拡充すること。

1 9．介護保険制度の充実と財政基盤の強化について

- (1) 国民が公平に安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保険制度と

なるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等により保険料の増額を抑制し、都市自治体間の格差が生じないようにすること。

- (2) 介護サービス利用料の自己負担割合について、2割負担の対象範囲の拡大については慎重に検討を行うこと。

また、所得等に応じた自己負担額に対する新たな補助制度の構築等を検討すること。

- (3) 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護1・2）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。
- (4) 介護保険制度における要介護認定の更新申請について、認定調査をケアマネジャーのモニタリングの際の調査とする、又は主治医の意見書のみによる審査とする、さらに認定有効期間を廃止する等、更新申請（認定）の簡素化を図ること。

20. 介護給付費財政調整交付金交付に係る介護保険システムの標準化について

介護給付費財政調整交付金の交付については、適正な算定及び保険者の事務負担の軽減を図るために、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえたうえで、介護保険システムの標準化を実施すること。

21. 障害者支援の充実について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、都市自治体に超過負担が生じず安定的に運営し障害福祉サービスを提供できるよう、事業実績に見合う十分な財源を確保すること。このうち必須事業における移動支援事業と日常生活用具給付等事業は、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を講じること。

また、制度変更に伴い、全国的に課税の取扱いに係る認識に相違が生じていることから、既存の制度を変更する際には、国から明確な指針を示すなど丁寧な説明を行い、都市自治体の実態を踏まえた十分な財政措置を講じること。

- (2) 重度訪問介護等の訪問系サービスを含む障害福祉サービスに係る費用について、自治体間において負担が偏らないよう、国庫補助負担基準を見直すこと。
- (3) 生活介護における重度心身障害者が利用する入浴サービスについて、現状に見合った報酬単価の見直し及び人員配置体制に見合った加算基準を創設するための財政措置を講じること。
- (4) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。
- (5) 歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算の引上げ等、障害者に係る診療報酬の増額を図ること。
- (6) 質の高い相談支援の提供を行うためには、基本報酬を上げて専任体制の構築をす

ることが重要であることから、毎月、利用者一人当たりで算定する一定の基本報酬月額を設定するなど、相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援について、継続的に評価されるよう、計画相談支援の報酬算定構造の見直しを行うこと。

2 2．社会的養護自立支援の拡充について

児童が児童養護施設を退所する際、安心して新生活をスタートすることができるよう経済的負担の軽減を図るため、退所児童への給付金制度を創設すること。

2 3．加齢性難聴者への支援について

加齢性難聴者はコミュニケーションに支障が生じやすく、孤立・孤独の問題や認知機能の低下を招きやすくなることから、日常生活の質の向上と社会参画の促進を図ることでこれらのリスク低減につなげるため、国において補聴器購入費用への助成制度を創設すること。

2 4．生活保護制度の見直しについて

- (1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。
- (2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

2 5．無料低額宿泊所について

生活保護受給者や障害福祉サービス利用者が一時的な住居として無料低額宿泊所を利用することが増加しており、施設が立地する都市自治体への負担が集中している状況であるため、業務負担を軽減するための制度の構築や事務的経費等に対する財政支援の拡充を図ること。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化 について

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、2050年カーボンニュートラルへ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会基盤整備への支援について

- (1) 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、幹線道路や高速道路をはじめ、河川、砂防、市街地再開発、土地区画整理、都市公園等の社会資本整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の必要な予算について、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (2) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費について、社会資本整備総合交付金の補助対象とすること。

2. 道路橋梁事業の促進について

- (1) 橋梁、トンネル、道路附属物等の道路メンテナンス事業について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 生活に密着した道路等の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (3) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を十分活用できるよう予算措置を講じること。
- (4) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図るとともに、重要なアクセス道路である県道河津下田線の整備に対し支援を行うこと。
- (5) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ浜松湖西豊橋道路について早期整備促進を図ること。

- (6) 国道 150 号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。
- (7) 国道 1 号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置づけられているものの、慢性的な交通渋滞が発生し、住民生活や産業・経済活動に支障を来しているため、バイパスの全線 4 車線化を、早期に整備すること。
- (8) 地域高規格道路御前崎奥大井連絡道路（国道 473 号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (9) 富士山静岡空港へのアクセスの向上に加え、広域的な連携を図るため、空港アクセス道路南原工区の全線開通に向け早期整備すること。
- (10) 産業経済の大動脈として重要な路線である国道 21 号の完全 6 車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (11) 東海環状自動車道について、令和 8 年度の開通見通しが示されている養老 I C ～北勢 I C（仮称）について、施工期間が長期となる県境トンネル工事を確実に推進するとともに、一日も早い開通を図るよう、さらに事業を加速させること。また、道路整備・管理の安定的・継続的推進を図るため、東海環状自動車道及び周辺道路ネットワークの整備並びに橋梁・トンネル・舗装等の予防保全を含む老朽化対策等が計画的に進むよう、資材価格高騰や賃金水準上昇に対応する中でも道路関係予算は、所要額を満額確保すること。
- (12) 社会経済活動の活性化と大規模自然災害時の防災機能強化に直結し、三重県北勢地域の持続的な発展を支える幹線道路のダブルネットワーク化とミッシングリンク解消を早期に実現するため、鈴鹿四日市道路の整備推進及び鈴鹿亀山道路並びに新名神高速道路 6 車線化の整備推進への支援を図ること。
- (13) 国道 1 号関バイパスについて、用地買収が概ね完了している延長 2.5 km 区間の工事の早期着手及び全線事業化の実現を図ること。また、国道 1 号関バイパスとの結節点となる名阪国道の亀山 I C 上りオン・オフランプにおける交通安全対策としてランプ構造を改善すること。
- (14) 名神名阪連絡道路について、北陸自動車道や伊勢自動車道、京奈和道路と一体となって日本海から太平洋に至る南北軸を形成することで広域交流が促進され、地域集積圏の形成や魅力ある定住につながるため、早期に事業化すること。
- (15) 伊勢・鳥羽・志摩を結ぶ伊勢志摩連絡道路のうち、鳥羽市を經由し志摩市へ至る国道 167 号の未整備区間について、令和 7 年度に開催予定の第 44 回全国豊かな海づくり大会の式典行事や日本国際博覧会（大阪・関西万博）に合わせた供用開始に向けて、事業促進及び早期完成を図ること。
- (16) 大規模災害時の緊急輸送路、地域の観光や経済の振興、救急医療体制の整備促進を図るため、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）の整備促進及び暫定 2 車線区間の 4 車線化並びに紀伊半島アンカールート（国道 169 号奈良中部熊野道路）

の早期整備を図ること。

3. 港湾整備事業について

- (1) 御前崎港の防災・老朽化対策として、西ふ頭1・2号岸壁の予防保全対策、防波堤の粘り強い構造化及び防潮堤整備等の促進を図ること。
- (2) 御前崎港西ふ頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの早期整備を図ること。
- (3) 重要港湾衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に、水深マイナス12mの耐震強化岸壁を有し、国際海上貨物の取扱拠点となる新たなふ頭を早期に整備すること。

4. 河川整備事業の支援及び推進について

- (1) 都市自治体が管理する普通河川改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるような制度を拡充すること。

また、改修を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急自然災害防止対策事業債制度を更に延長するとともに、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債制度の期間を延長すること。

- (2) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダムの早期完成を図ること。

5. 水道事業への支援等について

- (1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金においては、より多くの水道事業者が活用できるよう、浸水災害対策に必要な施設を整備する際の補助採択基準のうちの資本単価要件を緩和すること。
- (2) 水道管・水道施設の耐震化や老朽化対策事業を推進しつつ水道事業経営の健全化・安定化を図れるよう、補助採択基準の緩和又は撤廃、基幹管路以外への対象事業の拡大、補助率の引上げにより、自由度の高い補助制度とすること。特に、水道施設等耐震化に係る財政支援については、令和5年度実施事業に限るとされていた料金回収率の補助採択基準の緩和を、令和6年度以降も継続すること。
- (3) 水道施設更新に係る工事監督者の資格要件について、職員の減少とベテラン職員の退職により、要件を満たす職員の確保が難しくなっていることから、布設工事監督者の技術上の実務経験要件を緩和すること。

6. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

統合上水道の旧簡易水道施設整備に対する繰出基準について、統合水道が実施する全ての国庫補助事業を対象とするよう拡充し、地方交付税による財政措置を講じること。

7. 下水道事業への支援について

- (1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靱化に係る経費について、継続的に必要な財源確保を図ること。

- (2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助については、十分な予算を確保し適切に配分すること。
- (3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件の緩和や、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化するとともに、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。また、工事費等が高騰していることに伴い事業の遅滞が発生している状況に鑑み、交付期間を延長するなど、柔軟に対応すること。
- (4) 災害時において下水道処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。
- (5) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業の予算を十分に確保すること。

8. 国土交通省所管国庫補助事業に係る所要予算額の確保について

- (1) 道路整備・無電柱化・市街地再開発等における国庫補助事業（個別補助・交付金）について、国土強靱化のみならず、地域活性化の観点も踏まえて財源を確保すること。
- (2) 社会インフラの維持修繕及び改築等に係る予算について、所要額を確保すること。

9. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象事業を拡大すること。また、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とすること。
- (2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。

10. 公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

ライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。

11. 防災・省エネまちづくり緊急促進事業制度の要件緩和について

市街地再開発事業を対象とした防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）の要件について、近年の建設工事費高騰の影響を踏まえ、現在行われている事業が継続できるよう、柔軟かつ弾力的な対応を図ること。

12. 景観及び歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

景観及び歴史まちづくり事業に関して、歴史的風致維持向上計画の認定により利用できる支援制度に加え、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性

のある財政支援を行うこと。

1 3. リニア中央新幹線事業に係る関連整備への支援について

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業を実現するため、財政投融资による支援等を継続して実施すること。

また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、名古屋・大阪間の2037年開業に向けた工事の早期着工のため、中間駅の概略位置を早期に決定し、公表するよう働きかけること。

- (2) リニア中央新幹線の波及効果を高めるために必要となる様々な機能整備に対し、国家プロジェクトとしての位置付けに応じた継続的な財政支援を講じること。また、リニア軌道により分断される地域の機能回復などに係る関連事業に対し、社会資本整備総合交付金を増額するなど都市自治体の財政負担の軽減措置を講じること。

1 4. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結は国家的プロジェクトに値する重要課題であり、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期に実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

1 5. 地方鉄道に対する支援について

- (1) 地域振興に寄与するとともに、交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域公共交通再構築事業に対して十分な予算措置を講じるとともに、補助対象事業の拡大及び補助率の引上げを図ること。また、地方鉄道の運行維持に経常的に必要な経費に対しても支援制度を創設すること。
- (2) 安全・安心な運行を確保するため、都市自治体が一体となって支えている第三セクター鉄道には、経常損失に対しても財政支援を講じること。また、バリアフリー化などの設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) 燃料費や物価の高騰により増加する運行維持経費等に対する支援制度の継続及び拡大を図ること。
- (4) 基幹的な交通ネットワークを形成する地方鉄道の維持・活性化に係る国の積極的な関与とともに、運営及び施設管理に対する財政支援制度を拡充・創設すること。

1 6. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線についても財政支援を行うとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。
- (2) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援制度を拡充すること。

- (3) 地域公共交通を維持・確保する上で課題となるバス・タクシー等の運転士確保に向けた処遇改善策として、公共交通事業者が実施する運転士への給与改善策に対する補助制度の創設や、社宅の整備及び家賃補助に対する補助制度の創設など更なる財政措置を講じること。

17. 農林業の振興施策の充実強化について

- (1) 原木しいたけ等の特用林産物栽培については、カシノナガキクイムシを媒介にしたナラ枯れ等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫の発生原因及び被害状況を把握し、防除対策を講じること。
- (2) わさび等の世界農業遺産認定地域における産業等の保全・継承に向けた支援に努めること。あわせて、災害に強い栽培方式の検討及び支援に当たっては、伝統工法を踏まえた方式となるよう努めること。
- (3) 農業用資材価格の高騰に対する新たな支援制度を創設すること。
- (4) 燃料や生産資材等の価格高騰が続く中、畜産酪農は生産調整や生乳価格等への価格転嫁が困難な業態であるため、安全・安心な農畜産物の生産及び安定した供給が行われるよう、配合飼料や粗飼料等に対する支援制度を創設すること。
- (5) 農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産基盤や農村生活環境等の整備が計画的に行えるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。
- (6) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち有機農業産地づくり推進事業は、有機農業の生産から消費までの一貫した取組が定着するまでに相応の期間と財源を要することから、有機農業実施計画期間内は交付金の対象とすること。

18. 排水機場廃止（撤去）に係る支援について

農地の湛水防除を目的に整備された排水機場について、農地の減少や河川の改修、都市型ポンプ場の整備等により排水機場を廃止（撤去）する場合、多額の費用を要し、都市自治体の大きな財政負担となることから、排水機場廃止（撤去）に係る財政支援措置を講じること。

19. 水産業振興施策の充実強化について

全国的に広がりを見せている藻場喪失をくい止めるための藻場造成工事等の直接的な施策とともに、水産多面的機能発揮対策事業を含むソフト対策の拡充と継続的な支援を行うこと。

20. 森林整備事業の予算確保について

安全・安心な暮らしを確保するため、治山整備や路網整備等の森林整備事業が安定的・計画的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

21. 地籍調査事業の予算確保について

山林の機能強化や災害時の復旧等に有効な地籍調査事業を安定的・計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

2 2．鳥獣被害防止対策事業への支援について

鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害対策の事業を継続して進めるため、十分な予算を確保すること。

2 3．中小企業・小規模事業者等への支援について

- (1) エネルギー価格等の高騰の長期化により多大な影響を受けている中小企業等の実情を踏まえ、負担軽減に直接寄与する的確な支援策を継続して講じること。
- (2) 燃料・物価高騰が続く上に、コロナ禍において受けた融資の返済が始まることから、中小企業・小規模事業者等に対し、返済の負担軽減や事業継続のための経済対策を講じること。

2 4．亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を早期に創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

2 5．太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

- (1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。
- (2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事業者が撤去や廃棄をする際はリユース・リサイクル等に努めさせること。
- (3) 多発する集中豪雨にも対応できる雨量強度とするなど、林地開発許可を含む各許認可の基準を見直すこと。
- (4) 事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

2 6．2050年カーボンニュートラルに向けた取組への支援の充実について

- (1) 太陽光発電設備やLED照明、高効率エアコンなど、脱炭素化の取組手法について、資産形成することなく、リース契約による場合にあっては財政支援の対象とするよう支援を充実すること。
- (2) 都市自治体が脱炭素に関する様々な技術や情報に触れられるよう環境省本省だけでなく、各地方環境事務所の管内において、脱炭素に取り組む企業や脱炭素に関する

優れた技術を有する企業と都市自治体とのマッチングの機会を設けるなど、都市自治体の脱炭素の取組を支援すること。

27. 有機フッ素化合物の対策強化及び財政措置について

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）対策について、科学的知見の集積に努め、健康リスク評価を早急に確定し、その各種対策技術の基準制定と、新たな有害物質の対応に係る補助制度の拡充を図るなどの財政措置を講じること。

28. 不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

29. 東日本大震災の災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

30. リチウムイオン電池等の適正処理について

リチウムイオン電池使用機器の廃棄については、拡大生産者責任の観点から、製造事業者に対して、リサイクルが容易な製品製造や使用機器本体への識別表示の義務化に関する立法措置を行うとともに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底すること。

31. 生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模に関わらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業や老朽化による更新についても補助対象とすること。
- (2) 汚水処理率向上のため、浄化槽設置整備事業を継続するとともに、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件の緩和や、大型浄化槽利用区域に居住する者や、合併浄化槽の更新を補助対象とするなど制度を拡充すること。

32. 不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる不良な生活環境（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって原因者への支援を基本原則とすることを明示したうえで、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

33. 改良住宅の譲渡に伴う財政支援制度の創設について

入居者の自立支援推進を図るため、改良住宅の譲渡に伴う耐震診断、測量登記費用

及び土地・建物不動産鑑定評価費用等に対する財政支援制度を創設すること。

3 4．観光関連事業者の人材不足解消について

- (1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舍の整備について支援制度を創設すること。
- (2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。
- (3) 積極的に外国人人材を誘致すること。

3 5．火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するため、都市自治体が行う火葬場の新設及び既存施設の拡充に対して、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助金制度を早期に創設すること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、これに対応して豊かで潤いのある社会を形成するとともに、次代を担う子どもたちの健全な成長を促していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。

2. 部活動地域移行に係る財政支援について

地域移行を推進するため、地域移行に要する費用について実証事業終了後についても継続的な財政措置を講じるとともに、生活困窮家庭の生徒への支援も含め、民間クラブに生徒が参加する場合の会費等に対する補助制度を創設すること。

また、都市自治体の取組やスケジュールに影響がないよう、部活動指導員の養成・配置や指導の充実を図る運営体制の整備などに係る費用について、都市自治体の実情を踏まえたうえで財政支援を拡充すること。

3. 児童生徒への教育支援の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に5人程度に引き下げること。併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加や多様化する支援内容に対応するため、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、地方交付税措置に加えて国費による更なる人的及び財政的支援の充実を図ること。

(3) 外国人児童生徒の増加傾向や多言語化に鑑み、日本語指導など、特別な配慮を要する児童生徒に対応するための通訳や支援員に係る人的支援を行うとともに、支援員等を雇用する際の財政支援を講じること。また、指導を必要とする外国人児童生徒が初期日本語指導教室等に通う権利を保障するための予算を確保すること。

(4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童

生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する補助を充実・継続すること。

- (5) 医療的ケアを必要とする児童生徒に、安全の確保を保障した学びの場を提供できるよう、小・中学校への看護師配置に対する補助率を引き上げたうえで、補助対象経費の範囲を拡充し、必要な予算を確保すること。

4. 小・中学校への学校栄養職員の配置基準の見直しについて

学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供及び献立作成の助言等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、配置基準を見直すこと。

5. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) 1人1台端末の追加や更新について、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、端末や周辺機器等の保守及び更新、学習系ネットワークおよび校務系ネットワークの通信費、各種維持管理費について、継続的な財政支援制度を創設すること。また、G I G Aスクール運営支援センターに係る経費について、国の責任において継続的かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 令和6年度までの予定となっているヘルプデスクやサポート対応等に係る財政支援の継続とともに、学習ソフト・ドリルソフト・フィルタリングソフト等の利用料、家庭学習のための通信費等の運用に係る経費について財政支援を拡充すること。
- (3) G I G Aスクール構想により整備したタブレット端末等を活用した授業の推進を図るため、教職員のI C T機器の活用スキルを高め、I C T環境の整備を支援するI C T支援員の配置に係る財政的支援を拡充するなど、包括的な財政措置を行うこと。
- (4) 学習系ネットワークの通信環境改善や通信機器更新について、補助制度の延長及び遡及適用など、十分な財政支援を講じること。
- (5) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。
- (6) G I G Aスクール構想に係る財政支援は、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助により講じること。

6. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 義務教育諸学校の施設整備や各種環境改善に係る公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう補助要件を緩和し、補助率や補助単価を恒久的に引き上げ、補助対象事業費下限額を見直し、補助メニューの拡張を図るとともに、当初予算での財源を確保すること。
- (2) 学校施設環境改善交付金の配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応など、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。
- (3) 学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調（冷暖房設備））事業について、令和

7年度までとなっている国庫補助率の引上げ期間を延長するとともに、補助対象経費を拡充すること。

- (4) 学校給食を安定的、継続的に供給するため、学校給食に係る施設整備について、一部改修や機器等の老朽化に伴う大規模な更新、施設の老朽化に伴う大規模改修についても学校施設環境改善交付金の補助対象となるよう要件を拡充し、十分な財政措置を講じること。
- (5) 「学校共同事務室」の設置に伴う備品・消耗品の整備について、財政支援すること。
- (6) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る補助制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。
- (7) 公立学校施設整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休みに実施できるよう、緊急性の高いもの及び校舎内での工事に係る国庫補助については、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。

7. 地域教育拠点施設整備に係る財政支援について

中学校統合により地域での学びの場及び通学区域が広域となる地域において、不登校生徒対策など複合的に利用できる地域教育拠点施設の整備に係る財政支援を講じること。

8. 幼稚園教諭宿舍借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、「保育士宿舍借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

9. 学校給食に係る支援について

- (1) 学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすことに鑑み、その実施に当たって都市自治体間に格差が生じることがないようにし、保護者の経済的負担を軽減することで子ども子育て環境の充実を図れるよう、法制面等における課題整理を行ったうえで、国の責任において学校給食を無償とし、必要な財源を確保すること。
- (2) 学校給食の円滑な実施のための「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等による支援を令和7年度以降も継続するなど、学校給食の食材調達に関して、十分な財政措置を講じること。

10. スクールバス導入について

学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、へき地児童生徒援助費等補助金制度における遠距離通学の距離基準を緩和し、補助対象期間を延長するとともに、スクールバスの購入経費や運行経費について恒久的な財政支援措置を講じること。

1 1. いじめ防止対策について

- (1) いじめの未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保や啓発活動に係る経費について、財政措置を講じること。また、問題対応のための専門的人材が不足しているため、人材養成の促進を図ること。
- (2) ネットパトロールや情報モラル講座など、ネットトラブルを未然に防止するための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

1 2. 不登校児童生徒に対する支援について

不登校児童生徒への対応に係る教員の業務負担や都市自治体の経費負担を軽減できるような、都市自治体の多様な取組に対する支援制度を創設すること。

1 3. ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の拡充について

日本代表選手等による高地トレーニング施設の積極的利用を図り、国際競争力の向上をサポートするため、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業において移動経費を事業対象とするとともに、備品整備及び施設整備の事業対象を拡充すること。

1 4. 多文化共生拠点施設整備に係る財政支援制度の創設について

外国人市民が日本語を学習する機会や日本人市民と外国人市民が交流する機会の提供などを通じて、多文化共生社会を実現することを目的として、都市自治体が拠点施設を整備する際における財政支援制度を創設すること。

1 5. 文化財（建造物）の維持管理等に係る国庫補助制度の創設について

- (1) 民間所有の登録有形文化財における維持管理や修理に対する補助制度が無く、維持修繕の資金が捻出できず登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の民間所有者に対する国庫補助制度を創設すること。
- (2) 民間所有の国指定重要文化財建造物の修理費等、ハード事業には補助制度があるものの、日常の維持管理費用には補助制度がないため、国指定重要文化財建造物の散逸を防ぐ観点から、民間所有者に対する維持管理費用への国庫補助制度を創設すること。